

一般社団法人日本健康教育学会 代議員および役員に関する規程

(選挙管理委員会)

第1条 代議員の選挙にあたっては、理事会が代議員の中から選出した選挙管理委員からなる選挙管理委員会を設ける。

2 選挙管理委員会の委員長は、理事会の承認を得て、理事長が委員の中から委嘱する。

(代議員)

第2条 代議員は、正会員数の10%以内とし正会員の互選（10名以内連記の投票）により選出する。

(理事、理事長)

第3条 理事選挙は4年に1度実施する。

2 理事は、20名以内とし、そのうち18名以内については、代議員の互選（10名以内連記の投票）により選出する。ただし、会員歴2年に満たない代議員は、理事となることができない。

3 理事長は、第2項により選ばれた理事の互選により選出する。

4 理事長は、第2項により選ばれた理事会の承認を得て、2名を限度に代議員の中から理事を委嘱することができる。

5 理事長に事故があるとき又は欠けたときは、総務・財務委員長が、その職務を代行する。

(常任理事)

第4条 常任理事は、理事の中から理事長の推薦及び理事会の承認を得て選定される。

(監事)

第5条 監事は代議員の中から総会の承認を得て選任される。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附則

平成26年7月1日 制定